

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

- (1) ヤンマーグリーンシステム（株） 大阪府大阪市北区鶴野町1-9  
00-022547 代表者 森山 弘寿
- (2) (株)クボタ 大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47  
00-002275 代表者 木股 昌俊
- (3) 日本車輛製造（株） 愛知県名古屋市熱田区三本松町1-1  
00-001512 代表者 中川 彰

## 2 指名停止措置期間

平成27年5月13日～平成27年7月12日（2か月）

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事（下請を含む）

## 4 事実概要

農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者（ヤンマーグリーンシステム（株）、（株）クボタ及び日本車輛製造（株）を含む8社）は、特定農業施設工事について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成27年3月26日付けで公正取引委員会から公表された。

## 5 指名停止措置理由

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第5号に該当する。

## 別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 本県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>2か月以上9か月以内</u>